

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)		
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	10:00～15:00
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 7月19日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央2-4-3）

9時～18時

※7/16（日）は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の正午までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10番52号）

問い合わせ 広島県生活センター ☎ 082-223-8811

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町）☎ 26-0607

平成28年度の消費生活相談について

【相談件数の状況】

平成28年度の相談件数は120件でした。相談が多かったのは、①情報提供サービス（24%）、②金融・融資（14%）、③寝具・衣類・住居品（10%）で、相談件数の順位は前年度と同じです。

【相談の概要】

情報提供サービスについては、携帯電話やスマートフォンの「架空・不当請求」が最も多く、最近の特徴として実在の大手企業をかたり、ギフト券の購入を指示する手口などが見られます。また、金融関係では多重債務の相談が再び増えました。さらに、高齢者を対象とした寝具類などの訪問販売トラブルのほか、年度の後半では「何でも買い取る」と電話をかけてくる訪問購入の苦情が目立ちました。

【SMS※を利用し、実在企業名で有料動画サイトの未払料金などを請求する事業者にご注意！】

個人の携帯電話へ「有料コンテンツ利用料の未払金があります。本日中に連絡なき場合、訴訟手続きに移行します。」とメールが届き、金銭を要求される、という相談が数多く寄せられています。

偽の事業者は連絡してきた人に、通販サイトで利用できるギフト券をコンビニで購入し、その番号を連絡するよう求めます。詐欺の手口と思われるため、不審なメールには応対せず、判断に迷う場合は相談室や警察へ確認しましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら、竹原市消費生活相談室（☎ 22-6965）にご相談ください。

※電話番号を使い送受信できるショートメッセージサービス。



働き方改革と ワーク・ライフ・バランス

政府は、「働き方改革」の実現のため、平成29年3月に「働き方改革実行計画」を決定しました。

この中で、日本の労働制度と働き方には、労働参加、子育てや介護等との両立、転職・再就職、副業・兼業などさまざまな課題があり、労働生産性の向上を阻む諸問題があるとされています。

働き方改革は、日本経済再生に向けて、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手をつけていく改革とされています。

正規・非正規雇用の格差是正

現在、全雇用者の4割を非正規雇用労働者が占めています。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指して、現在、同一労働同一賃金のガイドライン案が提示されています。

このガイドライン案では、基本給・各種手当といった賃金のほか、福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保について指針を示しています。

今後、このガイドライン案をもとにパートタイム労働法、労働契約法、及び労働者派遣法の改正が予定されています。

長時間労働の是正

日本の労働時間は欧州諸国と比較して長く、長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にしています。

このため、長時間労働は、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因になっています。

現在の時間外労働の規制では、罰則等による強制力がありませんが、さらに、労使が合意して特別条項を設けることで、上限なく時間外労働が可能となっています。

今後の労働基準法の改正により、時間外労働の限度が罰則付きで、原則として、月45時間、かつ、

年360時間となる見込みです。

また、特例として労使が合意して協定を結ぶ場合においても、時間外労働時間の上限は年720時間となります。

このほか、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定の休息を確保する勤務間インターバル制度の普及促進に向けて、政府の検討会を立ち上げることとされています。

ワーク・ライフ・バランスの確保

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態があります。

保育所・幼稚園やこども園、放課後児童クラブ等の受け皿を整備することとあわせて、制度があっても実際には育児休業等を取得しづらい雰囲気を変える必要があります。

労働者が自分にあつた働き方を選択し、職場で大切にされる社会を実現するため、私たち一人ひとりの意識の改革が求められています。

問い合わせ

産業振興課

☎ 22-7745

人権推進室

☎ 22-7736

「男女共同参画推進啓発講座」を開催します！

日時 7月26日(水) 13時30分～15時
場所 人権センター 会議室
演題 犯罪被害者遺族の声
～娘を奪われた母親の気持ち～
講師 パープルネットかさおか
代表 徳永 和枝さん
問い合わせ 人権推進室 ☎ 22-7736

受動喫煙を防ぐために

県では、飲食店などに、喫煙の可否などの表示を行うことを条例により義務付けています。店舗の入口に張られたステッカーで喫煙の可否を確認することで、他人のたばこの煙を避け、健康を守ることができます。

問い合わせ

広島県健康福祉局がん対策課
☎ 082-513-3063